

# 規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ)において対応します。  
 ※「規制改革推進会議における処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。  
 ◎:各ワーキング・グループで既に検討中又は検討を行う事項  
 ○:所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項  
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における処理方針
									制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
310726003	元年7月26日	元年11月15日	2年1月23日	中古マンションの広告における耐震基準適否の明示	<p>中古マンションの住民の高齢化、老朽化、空き家が進み、耐震工事を立て替えるように進まない現状において、都心部を中心に、築40年を超える中古マンションをリノベーション(大規模リフォーム)して販売するケースが急増されている。</p> <p>ところが、リノベーションといっても、専用スペースのみ配管などの交換を行っているものの、建物全体は古いままであり、築40年を超える物件にあっては、1981年に施行された現在の耐震基準を満たさないものがほとんどである。</p> <p>このような物件にあっては、一部の大手銀行ではローンの担保として認めないケースも発生しており、将来的に転売できない事態も想定される。すなわち、将来的に転売しようとした際において、銀行がローンを組まなかったために、買主が見つからない事態である。</p> <p>かかる、中古マンションの広告には、駅との距離や内装の写真など、販売業者に有利な情報に偏重され、購入する一般市民は全く分からない。更に言えば、買主として借りるにあり、安全性が分からないままに居住する事態も発生している。</p> <p>そこで、1981年施行の新耐震基準に適合しない物件にあっては、買主を助けて、一般消費者向けに広告をする場合、不適合であることを明示する義務を設けるべきである。</p> <p>このようにすることで、一般消費者の生命及び財産を守りながら、マンション所有者にあっては、資産価値向上のために、耐震工事を促す効果が期待できると考えられる。</p> <p>併せて、耐震補強工事については、大規模修繕工事となることから、区分所有法によって、マンション所有者の分の3分の3の買付が必要とされている。ところが、特に古いマンションは、空き家や賃貸物件となっているケースもあり、生命の危険について、真剣に考えない所有者も多く存在し、買付はなかなか得られない。そこで、生命に関わることであることに鑑みて、必要最小限の耐震補強工事については、より少数の買付でも実施できるように、大規模修繕工事とは区別して考えるように、法律の運用を見直すべきである。</p>	個人	消費者庁 国土交通省	<p>① 宅地建物取引業法第35条第1項第14号、同法施行規則第16条の4の3第5号において、宅地建物取引業者は、取引の対象となる建物について、その耐震診断の内容を説明することになっております。</p> <p>なお、不当景品類及び不当表示防止法(以下「景品表示法」という。))においては、特定の表示を行うことを義務付ける規定は存在しませんが、一般消費者に商品・サービスの品質等について、実際のもの等より著しく優良であると認識される表示を禁止しています(景品表示法第5条第1号)。</p> <p>② 建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第25条において、耐震改修を行う必要がある旨の認定を受けた区分所有建築物について、大規模な耐震改修を行うとする場合の決議要件を緩和する規定を設けています。</p>	<p>① 宅地建物取引業法第35条、宅地建物取引業法施行規則第16条の4の3、景品表示法第5条第1号</p> <p>② 建築物の耐震改修の促進に関する法律第25条</p>	<p>① 対応不可</p> <p>② 現行制度下で対応可能</p>	<p>① 宅地建物取引業法では、宅地建物取引業者に対して、契約締結前に重要事項説明を行うことを義務付けているなかで、同法施行規則第16条の4の3第5号の規定に基づき、昭和56年8月1日以降に新築の工事に着手したものを除き、当該建物が耐震診断を受けたものであるときは、耐震診断の内容を説明することとしております。これにより、消費者は契約締結前に当該建物の耐震診断の内容について把握することができると、消費者はこれらの情報を踏まえて、当該建物を購入、賃借するかの判断を行うことが可能となっております。</p> <p>なお、景品表示法上、特定の表示を行うことを義務付ける規定は存在しませんが、新耐震基準に適合しない建物であるにもかかわらず、あたかも適合しているかのように表示することにより、当該物件について著しく優良であると認識させるような場合は、同法第5条第1号に違反するものとして、行政処分等がなされる可能性があります。</p> <p>また、以上の規定により、新築性が十分であると診断された中古マンションについては、消費者も認識することとなるため、結果、耐震改修を促す効果も期待できるものと考えっております。</p> <p>② 建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第25条において、耐震改修を行う必要がある旨の認定を受けた区分所有建築物については、区分所有者の集衆の決議(過半数)により耐震改修を行うことができるとされており、提案内容に現行制度で対応できていると考えます。</p>		
310918014	元年9月18日	元年10月1日	2年3月25日	海外発行カード対応ATMでの引出手数料に関する利息制限法等の緩和	<p>海外発行カード対応ATMでの引出手数料を柔軟に設定できるようにするため、海外カードによる取引について、利息制限法等で定めるATM利用料の上限の例外とする。</p> <p>また、国内銀行が発行したクレジットカードの保有者が海外のATMでキャッシングした場合には海外のATM設置事業者から請求される引出手数料を利息制限法等の例外とする。</p>	(一社)全国 地方銀行 協会	金融庁 消費者庁 法務省	<p>出資法上の貸付け及び利息制限法上の営業的金銭消費貸借において、利息とみなされない現金自動支払機その他の機械の利用料の範囲は、現金自動支払機その他の機械を利用して受け取り、又は支払う金額が1万円以下の場合には110円、1万円を超える場合は220円までとされております。</p>	利息制限法施行令第2条	その他	<p>海外発行のクレジットカードやキャッシュカードを国内銀行のATMで利用する場合の手数料の扱いについては、実態を踏まえた上で、関係法令に関わる制度の趣旨等を勘案し、引き続き検討する考えです。</p> <p>なお、国内銀行が発行したクレジットカードの保有者が海外のATMでキャッシングする場合の手数料については、関係法令に関わる制度の趣旨に照らし、直ちに緩和することは適当ではないと考えます。</p>		
310920007	元年9月20日	元年10月1日	2年3月25日	海外発行カード対応ATMでの引出手数料に関する利息制限法の緩和	<p>(制度の現状) 「利息制限法施行令」及び「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律施行令」において、利息とみなされないATM利用料の上限は、1万円以下の額108円、1万円を超える額216円と定められている。国内銀行のATMにおいて、海外発行のクレジットカード発行やキャッシュカードを利用する場合、国際ブランドのATMネットワークや、当該ネットワークと自行のシステムを併用する国内クレジットカード会社への手数料が発生する。これらの手数料は、上記ATM利用料の上限を上回る場合が多い。</p> <p>(要望理由) 政府では「観光ビジョン実現プログラム2019」の中で、訪日観光客数の目標の実現に向けた行動計画の策定等、観光立国に向けて政策を進めているが、金融面でも後押しするために本件要望を行う。</p> <p>また、金融庁においても、「改革期における金融サービスの向上に向けて(平成30年事務年度)」の中で、海外発行カード対応ATMについて推進することが明記されている。</p> <p>国内銀行の海外発行カードの引出手数料をATM利用料の上限の例外(対象外とする。もしくは別途上限を設ける)とすれば、より柔軟な手数料設定が可能となり、海外発行カード対応ATMの増加、訪日外国人観光客の利便性向上に繋がる。</p>	(一社)第二 地方銀行 協会	金融庁 消費者庁 法務省	<p>出資法上の貸付け及び利息制限法上の営業的金銭消費貸借において、利息とみなされない現金自動支払機その他の機械の利用料の範囲は、現金自動支払機その他の機械を利用して受け取り、又は支払う金額が1万円以下の場合には110円、1万円を超える場合は220円までとされております。</p>	利息制限法施行令第2条	その他	<p>海外発行のクレジットカードやキャッシュカードを国内銀行のATMで利用する場合の手数料の扱いについては、実態を踏まえた上で、関係法令に関わる制度の趣旨等を勘案し、引き続き検討する考えです。</p>		

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における処理方針
									制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
311128024	元年 11月28日	元年 12月16日	2年 7月29日	リース取引等のストラクチャーに用いるSPC向け融資について	リース取引・融資等のストラクチャーに用いる100%出資SPC（ペーパーカンパニー）向け親子ローンを貸金業法の「交渉の経過の記録」の対象外とすること。	・事務負担軽減により親子ローン活用意欲が高まることで国内資金の流動性が増し国内金融マーケットの活性化に繋がることと期待される。 ・また、貸金業法が想定する実質的な懸念点が親子ローンにおいては発生し得ないため、不要業務削減に伴い一般的に企業活動の活性化を促すことが期待される。	(公社)リース事業協会	金融庁 消費者庁	貸金業者はその営業所又は事務所ごとに、その業務に関する帳簿を備え、債務者ごとに貸付けの契約について契約年月日、貸付けの金額、受領金額その他内閣府令で定める事項（貸付けの契約に基づく債権に関する債務者等その他の者との交渉の経過の記録等）を記載し、これを保存しなければならないこととされております。	貸金業法第19条 貸金業法施行規則第16条第1項第7号	対応不可	備え付ける帳簿の記載内容は、貸金業の適正な運営を確保するために必要なものとして定められていることに鑑みれば、その記載を不要とする措置を講ずることは困難です。	
020317035	2年 3月17日	2年 5月25日	2年 6月24日	デジタルヘルス製品を対象とした新たな認定制度の創設	デジタルヘルスケアの社会における価値を最大化し、利用者が安心・信頼できる製品を選択できるようにする観点から、非医療機器に該当するデジタルヘルスケア製品に対して、薬機法に抵触せず「効果・機能を謳うことができるよう、健康の維持・増進や予防に関するエビデンスレベルに応じた新たな認定制度を創設すべきである。	アプリケーション等のデジタル技術を活用したヘルスケア関連製品は、患者の診断・治療支援や重症化予防だけでなく、国民の健康維持・増進に寄与することが期待されている。ヘルスケア関連製品は、個々のプログラムの治療方針等への決定の寄与度合いや、不具合が生じた際のリスクの度合いに応じて、医療機器（以下、プログラム医療機器）と非医療機器（以下、デジタルヘルスケア製品）の2種類に分類される。特定のアプリケーションが、疾病の治療、診断等に寄与する製品としてプログラム医療機器の承認を受けるためには、医薬品開発と同じ評価指標のもと、コントロールアプリに対する統計的な有意差を検出できるレベルの有効性を証明するために膨大な試験期間の臨床試験を実施する必要がある。 一方、直接的な治療効果を持たない製品は、非医療機器として販売することとなり、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下、薬機法）」及び「不当表示防止法」の規制により、宣伝広告で「効果・機能を謳うことは認められない。非医療機器の中には、健康の維持・増進や予防に寄与するエビデンスを有する製品も存在するが、多種多様なヘルスケアサービスが混在するため、利用者が各製品の品質や有効性を判断し、適切な製品を選択する事は容易ではない。	(一社)日本経済団体連合会	消費者庁 厚生労働省 経済産業省	(厚労省) プログラムの医療機器への該当性については、当該プログラムが医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下「医薬品医療機器等法」という。）第2条第4項に規定する医療機器の定義に該当するかどうかで判断を行っています。  (経産省) 利用者が安心してヘルスケアサービスを利用できる流通の仕組みを整え、継続的にヘルスケアサービスの品質を評価できる環境整備を図るため、ヘルスケアサービスを提供する事業者の属する業界団体等が策定するガイドラインや認証制度のあり方を提示する「ヘルスケアサービスガイドライン等」のあり方」の指針をまとめています。本指針を踏まえ自己宣言していることを見える化するために経済産業省ヘルスケア産業課からロゴマークを付与しています。	(厚労省) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）  (経産省) ヘルスケアサービスガイドライン等のあり方（平成31年4月12日）	現行制度下で対応可能	(厚労省) 医薬品医療機器等法では、人の疾病の診断、治療又は予防に使用されることを目的としたプログラムを、医療機器プログラムとしています。医療機器に該当しないプログラムについて、そのプログラムの目的を標榜することは差し支えありません。  医療機器に該当するかどうか判断に迷う場合は個別にご相談ください。  (経産省) 事業者が、本指針に基づく自己宣言をいただいた場合には経済産業省ヘルスケア産業課からロゴマークの付与をいたします。また令和2年度ヘルスケアサービス社会実装事業補助金において、ガイドライン策定の支援を行っています。	